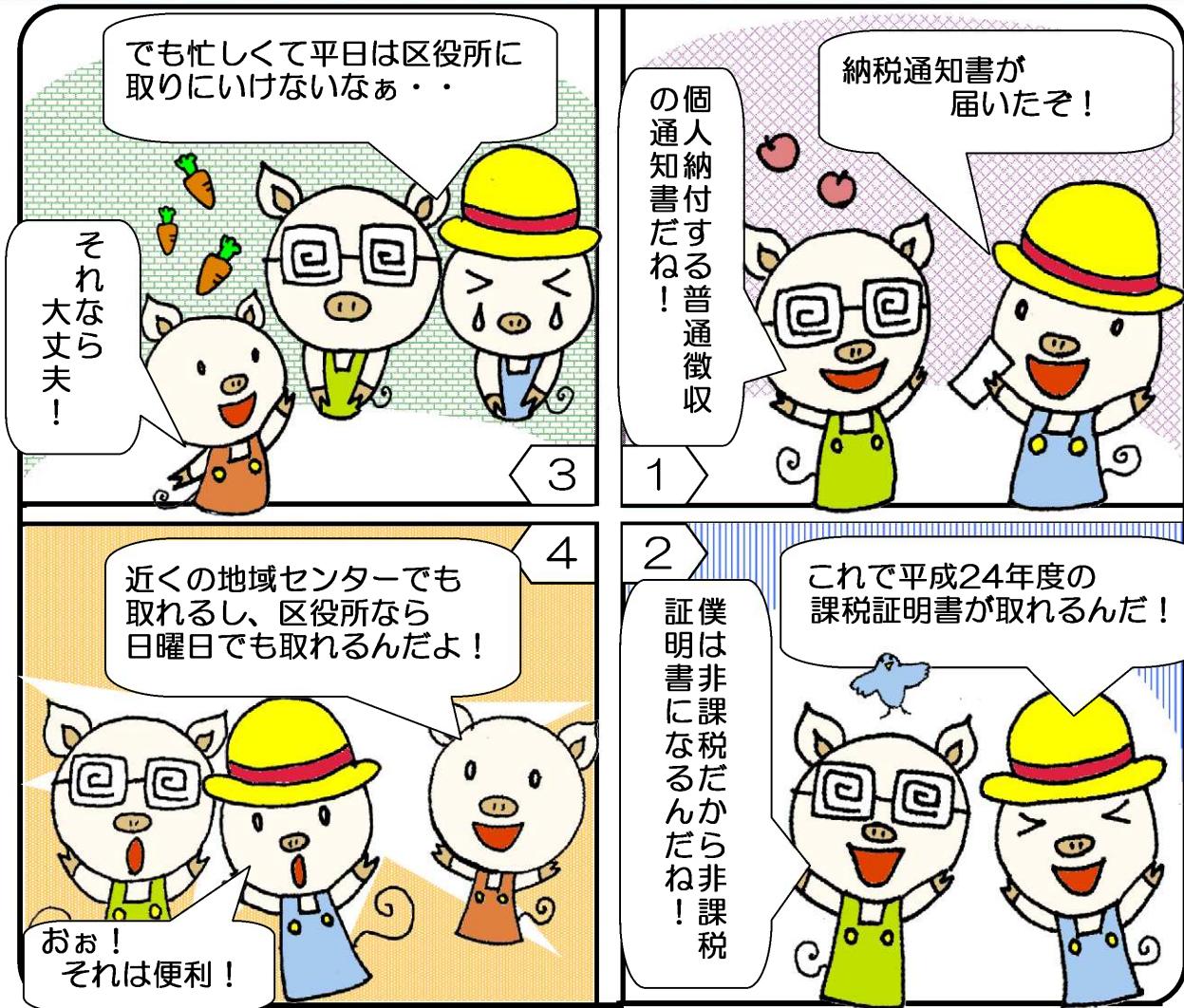


しながわの区税だより

平成24年6月1日 品川区税務課 発行 代表電話(3777)1111 広町2-1-36

住民税第1期納期限は7月2日です

届きましたか？ 納税通知書



課税・納税証明書の発行について

課税・納税証明書は区役所のほか、地域センターでも受け取ることができます。ぜひご利用ください。

発行場所

◎区役所税務課1番窓口(本庁舎4階)

◎各地域センター

※行政サービスコーナーでは発行できません。

受付時間

平日午前8時30分～午後5時

(火曜は午後7時まで) ※区役所税務課のみ

1月1日に住んでいた
自治体で発行しています。

1通
300円です。



★課税・納税証明書は「日曜開庁」でも受け取ることができます★

発行場所

◎ 区役所3階

受付時間

午前8時30分～午後5時

ご注意ください！！ ※7月8日は住基法改正によるシステム保守のため日曜開庁は実施しておりません。
※日曜開庁では、住民税の申告受付、納税相談等は行っておりません。

Q. 3月に仕事をやめているのに、
納税通知書が送られてきましたが？

A. 住民税は所得税と異なり、
前年の所得に対して翌年課税されます。

昨年1年間（平成23年1月1日から12月31日まで）に支払われた給与収入から、平成24年度の住民税を算出しています。

退職後、普通徴収（個人納付）の方

第1期・第2期・第3期・第4期の4回の納期限までに、銀行やコンビニエンスストアにてご納付をお願いします。
※口座振替の方は除きます。

Q. 先日亡くなった祖母の納税通知書が送られてきましたが？

A. 住民税は、
1月1日を基準として課税されます。

1月2日以降に亡くなった場合には、その年度の住民税の納税義務があり、「相続人」の方が納税の義務も負うことになります。

※ただし、相続放棄をされた場合は、納税義務はありません。



住民税 Q & A

Q. 扶養控除の金額が昨年より減っていますが、控除漏れでしょうか？

A. 平成24年度より扶養控除が変更になりました。

●高校無償化等に伴い、16歳～18歳の扶養親族の控除上乗せ部分（12万円）が廃止になりました。

●こども手当の実施等に伴い、0歳～15歳までの扶養控除（33万円）が廃止になりました。

※ただし、0～15歳までの年少扶養親族は、非課税判定・扶養障害・寡婦控除の要件等においては従来通り算入されます。

改正前		特定	一般	老人
上乗せ 12万円	33万円 0～15歳	45万円 19～22歳	33万円 23～69歳	38万円 70歳～

↓

改正後		特定	一般	老人
廃止	33万円 16～18歳	45万円 19～22歳	33万円 23～69歳	38万円 70歳～

口座振替・自動払込をご利用ください

便利

出かける手間が
ありません

確実

うっかり納め忘れる
心配がありません

安全

現金を持ち歩く
必要がありません



お問い合わせは

税務課収納管理係 (5742) 6669 まで

住民税相談のご案内

- 課税に関すること TEL (5742) 6663～6
- 納税に関すること TEL (5742) 6671～3
- 証明書に関すること TEL (5742) 6662

受付時間 月曜～金曜
午前8時30分から午後5時
ただし火曜日は午後7時まで（祝日は休み）

7月2日は…

住民税第1期の納期限です

納付に便利な口座振替をお勧めします！

出前講座のご案内

サークルや団体等の会合で、住民税の講座を開きませんか？担当職員がお伺いします。費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。

税務係 電話 (5742) 6662

